

## 結婚新生活支援補助金Q&amp;A

No.	項目	質問	回答
1	補助対象について（住宅取得）	リフォーム費、増改築費は対象となりますか。	対象外です。
2	補助対象について（住宅取得）	住宅取得費用について、どのような費用が対象になりますか。	建物の購入費用が対象となります。 土地購入費用は、対象外です。 建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合は、建物の購入費用がわかる領収書等（例：領収書と内訳書（建物と土地の購入費用の内訳が分かるもの））を提出してください。内訳書を提出する場合も、領収書は必要です。
3	補助対象について（賃貸）	住宅賃借費用に含まれるものは何ですか。	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料です。 ただし、契約一時金、保証金については、敷金・礼金・仲介手数料と同一の性質のものとは判断できる場合、対象となることもありますので、該当する場合は、ご相談ください。
4	補助対象について（賃貸）	家賃・共益費は何か月分請求できますか。	最大、1ヶ月分です。
5	補助対象について（賃貸）	親族が所有するアパートに住むことになりました。対象となりますか。	所有者が夫又は妻の3親等以内の親族である場合、対象外です。
6	補助対象について（引越）	引越を自身や身内等で行った場合の経費は対象となりますか。	対象外です。引越業者又は運送業者へ支払った実費が対象となります。
7	補助対象について（引越）	引越にあたり、不用品を処分しましたが、処分費は対象となりますか。	対象外です。
8	提出書類について	現在、町内に戸籍・住民票がありますが、提出書類として、戸籍謄本や所得証明書を取得する必要はありますか。	【戸籍謄本】 東浦町に、戸籍がある場合は、不要です。 他市町村に戸籍がある場合は、戸籍のある市町村で取得していただく必要があります。 【所得証明書】 令和3年1月1日現在、東浦町に住民票がある方は提出不要です。 令和3年1月1日現在、他市町村に住民票があった方は、該当市町村で所得証明書を取得していただく必要があります。
9	提出書類について	領収書に記載が必要な事項は何ですか。	支払者氏名、金額、支払内容、支払日、支払先の記載が必要です。
10	提出書類について	所得証明書について、以前住んでいた所が遠方で、取りに行けないのですが。	郵送で取り寄せることも可能な自治体もございますので、該当市町村にご相談ください。
11	提出書類について	所得証明書は、いつの所得証明書を取得すればいいですか。	令和3年度（令和2年分）分を取得してください。夫婦ともに必要です。 ※令和3年1月1日現在、東浦町に住民票がある方は不要です。
12	提出方法について	役場まで、書類を持っていく必要はありますか。	郵送も可能ですが、不備があった場合に、お手続きに時間がかかる場合がありますので、持参いただくことをお勧めします。 また、問い合わせすることがありますので、日中連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。
13	所得額について	所得額は、どこを見たら分かりますか。	所得証明書に記載の「合計所得金額」となります。 ご自身が対象となるか事前に確認されたい場合、所得が給与所得のみであれば、「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載の「総所得金額」で確認することができます。 また、給与が1つの勤め先で支給されている場合は、勤務先で発行される源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をされている方は、確定申告書の「所得金額等」欄を目安にしてください。（実際の合計所得金額と異なる場合もあります。）。
14	振込先について	申請者と振込口座の名義人を別にしてもいいですか。	申請者と振込口座の名義人は同一としてください。
15	その他	申請から補助金の支払まで、何日くらいかかりますか。	提出書類に不備がなければ、約1ヶ月です。
16	その他	「三世代近居等定住促進補助金」との併用は可能ですか。	「三世代近居等定住促進補助金」との併用はできません。
17	対象者について	育休中ですが、所得の扱いはどのようになりますか。無職と同様の扱い（所得なし）ですか。	育休中は、無職と同様の扱い（所得なし）にはなりません。 令和2年中の所得額で、交付対象となるか判断をしてください。